

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備））伊万里東部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和 3 年 12 月 28 日までに佐賀県伊万里農林事務所（郵便番号 848-0041 伊万里市新天町 122 番地 4）に提出してください。

令和 3 年 11 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備））
伊万里東部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 12 月 13 日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所